

「延長保育」の利用について

委託園

利用料金について

保護者の保育の必要な事由及び就労等の状況により、保育必要量について「保育標準時間」か「保育短時間」いずれかを認定します。「保育標準時間」認定のみ月額利用を設定しています。

【料金表】

「保育標準時間認定」で ①18:00~20:00 及び「保育短時間認定」で 18:00以降に利用する場合		30分		1時間		1時間30分		2時間	
		日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額
	生保世帯※ ¹	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	非課税世帯	80円	800円	130円	1,300円	180円	1,800円	230円	2,300円
	課税世帯※ ²	160円	1,600円	260円	2,600円	360円	3,600円	460円	4,600円

「保育短時間認定」で ②7:00~8:30 ③16:30~18:00 の時間帯に利用する場合		30分	1時間	1時間30分	2時間	2時間30分	3時間
		日額	日額	日額	日額	日額	日額
	生保世帯※ ¹	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	非課税世帯	50円	100円	150円	200円	250円	300円
	課税世帯※ ²	100円	200円	300円	400円	500円	600円

※¹ひとり親及び在宅障がい者のいる家庭の非課税世帯を含む。

※²市外から松山市内の保育園に通っている場合は一律に課税世帯の料金を適用する。

延長保育料金が発生する時間帯について

原則として、保育利用時間から送迎が1分でも過ぎた場合、延長保育料が発生します。

◆保育標準時間認定の場合

下図の①（18:00-20:00）の時間帯で延長保育料が発生します。

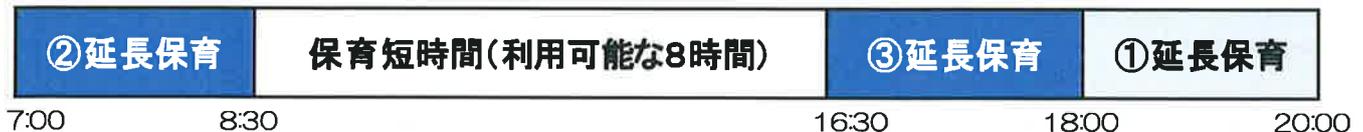


例1：子どもの迎えの時間が18:01となった場合 ⇒ 日額30分延長保育料

例2：30分月額利用の子どもの迎えの時間が18:40となった場合 ⇒ 30分月額料金＋日額30分延長保育料

◆保育短時間認定の場合

下図の②（7:00-8:30）、③と①（16:30-20:00）の時間帯で延長保育料が発生します。



②と③の時間帯の延長時間について、通算します。

例1：② 8:27 - 8:30 (3分間利用) } 14分の延長 ⇒ 30分の延長保育料
 ③ 16:30 - 16:41 (11分間利用)

例2：② 8:05 - 8:30 (25分間利用) } 31分の延長 ⇒ 1時間の延長保育料
 ③ 16:30 - 16:36 (6分間利用)

※月額利用について

「保育短時間認定」では、月額利用を設定しておりません。就労状況等により①の時間帯での利用が多くなる場合は、保育時間認定の見直しを行うことができますので、お問い合わせください。



利用方法について

◆月額利用をしたい場合

利用を希望する月の前月15日までに、「延長保育申込書」を保育園へ提出してください。
(直前に利用が必要になった場合は、ご相談ください。)

◆日額利用をしたい場合

事前に日額利用を希望する日が決まっている場合は、「日額延長保育申込書」を提出してください。
(保育士の配置、おやつ準備等ありますので、利用が分かり次第申請をしてください。)

◆利用を変更したい場合

※月額利用から、日額利用の変更について

変更を希望する月の前月の20日までに、保育園へ「延長保育利用停止届」を提出してください。
日額利用を希望する日が決まっている場合は、「日額延長保育申込書」を提出してください。

※月額利用の利用時間の変更について

変更を希望する前月の15日までに、保育園へ「延長保育申込書」の延長時間を変更し、改めて申込書を提出してください。

延長保育 Q&A



Q. 事前に延長保育の申請はしていなかったのですが、1-8時までのお迎えに間に合いませんでした。

延長保育の取扱いはどうなりますか？

A. あらかじめ職員配置等の準備をすることから、事前申し込みの御協力をお願いします。事前に申し込みが無い場合でも、保育士を緊急に配置して対応しますので、「日額延長保育申込書」を提出してください。ただし「おやつ」については、前もって準備が必要である為、事前申請がない場合は、提供できない場合があります。

Q. 延長保育料金が発生する超過時間はどうやって管理をするのか？

A. 保育園にある電波時計（各園で一カ所に設置）で時間の管理をします。

Q. 日額の延長保育料の支払方法は？

A. 1ヵ月間の利用分をまとめて、保育園から納付書をお渡ししますので、指定する日までに納めてください。

Q. 月額の延長保育料の支払方法は？

A. 保育料と一緒に納付書が発行されます。口座振替を登録されている方は、保育料と一緒に引落としとなります。

Q. 育児休業中の方も延長保育料を支払えば、延長保育を利用できるのか？

A. 延長保育時間帯に保育が必要であることを利用要件とします。育休特例で保育園を利用されている方は、そもそも保育要件がなく保育が必要とはいえませんので、ご利用いただけません。ただし、育児休業中でも疾病や介護など他の要件がある方は、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 ☎790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市保健福祉部 保育・幼稚園課 ☎948-6412・6882

